

親愛南の里運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人親愛会が設置する親愛南の里（以下、「施設」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）（平成17年11月7日法律第123号。以下「法」という。）第29条第1項に規定する指定障害者支援施設の適切な運営を確保するために必要な人員及び管理・運営に関する事項を定め、施設の円滑な運営管理を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえて個別支援計画を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービス（法第5条第1項に規定する施設障害福祉サービスをいう。以下同じ。）を提供しなければならない。

2 施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

3 施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

4 前3項のほか、川越市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第39号）及び川越市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年規則第27号）（第5条第3項において「条例等」という。）に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 親愛南の里

(2) 所在地 埼玉県川越市大字下赤坂1847番地

(実施する施設障害福祉サービスの種類及び定員)

第4条 施設が実施する施設障害福祉サービスの種類及び定員は次のとおりとする。

(1) 生活介護 40人

(2) 施設入所支援 40人

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 施設に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（常勤）

管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

(2) サービス管理責任者 1名（常勤）

サービス管理責任者は、施設ごとに障害福祉サービスの提供にかかるサービ

ス管理を行うものとする。

(3) 看護職員 1名(常勤・非常勤)

看護職員は、利用者の診療の補助及び看護並びに利用者、職員の保健衛生管理に従事する。

(4) 生活支援員 14名以上(常勤・非常勤)

生活支援員は、利用者の生活支援及び活動支援に関する業務に従事する。

(5) 栄養士 1名(常勤・非常勤)

栄養士は、献立作成、栄養量計算及び給食記録並びに調理員が行う給食業務全般の支援に従事する。

(6) 調理員 3名(常勤・非常勤)

調理員は、調理に従事する。

2 必要に応じて主任を置くこととする。

3 前2項の員数については、条例等で定める基準を下回らない範囲で変動することがある。

(生活介護等に係る営業日及び営業時間)

第6条 実施する施設障害福祉サービスのうち、生活介護に係る営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日及び管理者が定めた日とする。

(2) 営業時間 午前9時から午後4時までとする。

(施設障害福祉サービスを提供する主たる障害者)

第7条 施設障害福祉サービスを提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 生活介護

一 知的障害者(知的障害者福祉法(昭和35年3月31日法律第37号)にいう知的障害者のうち18歳以上である者をいう。)

二 厚生労働大臣が定める難病患者等

(2) 施設入所支援

一 知的障害者(知的障害者福祉法(昭和35年3月31日法律第37号)にいう知的障害者のうち18歳以上である者をいう。)

二 厚生労働大臣が定める難病患者等

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、川越市内全域とする。

(施設障害福祉サービスの内容)

第9条 施設障害福祉サービスの内容は以下のとおりとする。

(1) 生活介護

一 食事・入浴・排泄等の介護、日常生活上の支援(食事は希望者に限る。)

二 軽作業等の生産活動や創作的活動の機会の提供

三 前2号を通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上のための支援

四 その他利用者の支援に関すること。

(2) 施設入所支援

一 夜間における食事・入浴・排泄等の介護、日常生活上の支援(食事は希望

者に限る。)

- 二 夜間における創作的活動の機会の提供
- 三 前2号を通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上のための支援
- 四 その他夜間における利用者の支援に関すること。

(利用者から受領する費用の額等)

第10条 施設障害福祉サービスを提供した際に受領する費用の額は、厚生労働大臣が定める基準による。そのうち、各市町村が定めた利用者負担額として利用者等から受領した額以外については、各市町村から代理受領するものとする。

2 施設は、前項の支払いを受けるほか、施設障害福祉サービスにおいて提供する便宜に要する費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

(1) 生活介護

- 一 食事の提供に要する費用(日額) 660円
- 二 日用品に要する費用 実費
- 三 その他、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの(別表1)

(2) 施設入所支援

- 一 食事の提供に要する費用(日額)
朝食400円、昼食660円、夕食535円
- 二 光熱水費(日額) 230円
- 三 日用品に要する費用(日額) 実費
- 四 その他、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの(別表1)

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者等に対して事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

4 第1項及び第2項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用にかかる領収証(第1項については受領証)を、当該費用を支払った利用者等に交付するものとする。

(施設障害福祉サービスの利用に当たっての留意事項)

第11条 施設障害福祉サービスの提供を受けるに当たっては、利用者は生活のルールを守り、適正な設備使用に努めるものとする。

(緊急時における対応方法)

第12条 従業者は、施設障害福祉サービスの提供を行っているときに、利用者の病状に急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかにあらかじめ定めた協力医療機関へ連絡する等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(苦情解決)

第13条 施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対処するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

- 3 施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第11条第2項の規定により都道府県が行う報告若しくは施設障害福祉サービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県が行う調査に協力するとともに、都道府県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 施設は、都道府県、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、第3項から前項までの改善の内容を都道府県、都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しなければならない。
- 7 施設は、社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しなければならない。

（非常災害対策）

第14条 施設は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第15条 施設は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとする。

- （1）虐待の防止に関する責任者の選定
- （2）成年後見制度の利用支援
- （3）苦情解決体制の整備
- （4）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- （5）虐待防止委員会の年1回以上の開催

（その他運営についての留意点）

第16条 施設は、適切な施設障害福祉サービスが提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、資質向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回以上
- 2 施設は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
- 3 施設は、他の事業所等に対して、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者の同意を得ておかなければならない。

(委任)

第17条 この規程に定めるほか、運営に関する重要事項は、理事会において定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成20年10月1日から施行する。
- 2 指定知的障害者更生施設親愛南の里運営規程（平成15年4月1日制定）を廃止する。
- 3 平成23年4月1日一部改正（虐待防止措置の項目の変更他）
- 4 平成24年4月1日一部改正（従業者の員数変更、営業日表記の変更他）
- 5 平成25年4月1日一部改正（法律名の変更他）
- 6 平成25年12月24日一部改正（主たる対象者の追加）ただし、平成25年4月1日に遡って施行する。
- 7 平成27年3月28日一部改正（従業者の職種の変更 医師削除、通常の事業の実施地域の変更）ただし、従業者の職種の変更、医師削除については平成26年10月1日に遡って施行する。
- 8 平成27年5月23日一部改正（光熱水費の変更）ただし、平成27年4月1日に遡って施行する。
- 9 平成31年4月1日一部改正（生活介護等の営業時間の変更）
- 10 令和3年4月1日一部改正（従業者の職種の変更、従業者の員数及び表記の変更、事務職員の削除、管理栄養士の削除、栄養士の追加）
- 11 令和4年4月1日一部改正（食費の額の変更、虐待防止委員会の規定の追加）
- 12 令和6年4月1日一部改正（光熱水費の額の変更）